

「佐賀のお茶」ロゴマーク等の使用に関する規程

園農第 3635 号 令和 7 年 4 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「佐賀のお茶」ロゴマーク、ロゴタイプ及びロゴアクセント（(別紙 1) 以下、「ロゴマーク」という。)) を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークと使用目的及び使用範囲)

第 2 条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとし、視覚的に分かりやすいロゴマークを活用することで、佐賀県で生産される茶の消費者認知を高め、消費拡大を図ることを目的とし、その使用範囲は、販促資材（ポスター、POP 等）、広告（チラシ、新聞、雑誌、のぼり）、ウェブ（ホームページ、SNS 等）とする。

(ロゴマークに関する権限)

第 3 条 ロゴマークに関する一切の権限は、佐賀県に帰属する。

(使用承認申請書の提出)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者は、佐賀県農林水産部園芸農産課に必要な事項を記載した「佐賀のお茶」ロゴマーク等使用承認申請書（別紙様式 1。以下、使用承認申請書という。）を電子メールにより提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 国の行政機関、地方公共団体が使用する場合

二 県内の以下の団体が使用する場合

佐賀県農業協同組合中央会、佐賀県信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部、佐賀県農業協同組合、唐津農業協同組合、伊万里市農業協同組合、西九州茶農業協同組合連合会、佐賀県茶商工業協同組合

三 県内で茶生産を行う農業者及び県産茶を扱う茶商が営利目的以外で使用する場合

四 さが園芸生産 8 8 8 億円推進運動 県推進本部、各地区推進支部が使用する場合

五 テレビ、新聞、雑誌等の報道関係機関が報道目的で使用する場合

六 うれしの茶 FAN 拡大プロジェクトにおける「うれしの茶サポーターの店」に登録している小売販売店舗等の事業者が県産茶の広報を目的に使用する場合

七 その他佐賀県農林水産部園芸農産課が使用承認申請書の提出を要しないと認めた場合

2 ロゴマークを使用しようとする者は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 四 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - 五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - 八 本項の二から七までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- 3 第1項に規定する使用承認申請書の提出があった場合、佐賀県農林水産部園芸農産課は使用目的が次の各号のいずれかに該当しない限り「佐賀のお茶」ロゴマーク等使用（変更）承認書により使用を認めるものとする。
- 一 県民の利益を害するおそれがある場合
 - 二 営利を主たる目的とする場合
 - 三 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
 - 四 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
 - 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
 - 六 「佐賀のお茶」等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
 - 七 制作物自体の販売を目的とすると認められる場合
 - 八 前各号に掲げるもののほか、佐賀県農林水産部園芸農産課が不適切と認めた場合
- 4 前項の規定により使用を認めた場合、佐賀県農林水産部園芸農産課は遅延なく、その旨及びロゴマークの電子媒体を電子メール等により送付するものとする。

（遵守事項）

第5条 前条に基づき使用を認められ、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 佐賀県農林水産部園芸農産課から承認を受けた使用目的のみに使用すること
- 二 別紙2の「佐賀のお茶」ロゴマーク使用に係る禁止事項に従い、ロゴマークのデザインを正しく再現して使用すること。

（使用目的の変更承認申請書の提出）

第6条 使用者が佐賀県農林水産部園芸農産課により認められた使用目的を変更する場合は、「佐賀のお茶」ロゴマーク等使用変更承認申請書（別紙様式2。以下、使用変更承認申請書という。）を佐賀県農林水産部園芸農産課に電子メールにより提出するものとする。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による使用変更承認申請書について準用する。

（使用の管理等）

第7条 佐賀県農林水産部園芸農産課は使用者に対し、ロゴマークの使用状況について、報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

（使用の差し止め）

第8条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、佐賀県農林水産部園芸農産課はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- 一 この規程に違反して使用した場合
- 二 第4条又は第6条に基づき提出された届出書に虚偽の記載があった場合
- 三 使用者が法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、佐賀県農林水産部園芸農産課が不適切と認めた場合

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第10条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。

（損失補償等の責任）

第11条 佐賀県農林水産部園芸農産課は、ロゴマークの使用及び承認の取り消しに係る損失の補償等について、一切責任を負わない。

（規程の改定）

第12条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附則

この規程は令和7年4月8日から施行する